産前産後休業および育児休業取得申告書

児童の氏名			利用施設（希望）		
枚方　ももこ	平・令 3年 5月 2日生		くらわんこ保育	所（園）	入所中・待機中
枚方　たろう	平・令 30年 4月30日生		くらわんこ保育	所（園）	入所中・待機中
	平成　年　月　日生			所（園）	入所中・待機中

＜記　入　例＞

令和　　年　　月　　日

枚　方　市　長

下　記　の　と　お　り　申　告　し　ま　す　。

住所　　枚方市　大垣内町2－1－20

電話番号　　841-1221

休業取得者　　氏名　枚方　はなこ　　印

記

※育児・介護休業法に則った育児休業であること

1.就労形態　　正社員　・　パート　・　その他

2.産休取得期間

産前休業開始日　　産後休業終了日

令和4　年　3月　28日　から　令和4　年　6月　27日　まで

産休終了後、育休を　（　取得する　・　取得しない　）

（育休を取得する場合）

現在、取得が決まっている育休終了日
（例：1歳の誕生日の前日や前々日等）

育児休業開始日

3.育休取得期間

令和4　年　6月　28日　から　令和5　年　5月　1日　まで

保育所等の利用調整（選考）の結果により、育休取得期間の終了日を変更する場合、その日にちをご記入ください。
※【短縮可能日】は、休業取得者と十分に調整したうえで、保育所等の利用が決定した場合に、育児休業を短縮できる日を記入してください。

任意記入です

【短縮可能日】　令和5　年　3月　31日　まで

【延長可能日】　令和6　年　5月　1日　まで

≪事業主記入欄≫

令和　　年　　月　　日

電　話　番　号

- 利用調整（選考）については、【短縮可能日】の翌日2ヶ月前から行います。利用調整（選考）の結果は内定の場合のみご連絡します。【短縮可能日】は、保育幼稚園入園課への提出日以降の日を設定してください。
- 【短縮可能日】や【延長可能日】には必ず日にちを記入してください。”入所決まり次第～”等の記入の場合は、無効となります。

- 年度当初（4月1日）から利用開始を希望する場合は、育休終了日が3月31日～4月14日の間となるようにしてください。
- 「保留（不承諾）通知書」は、本人からの申し出（申請必要）により、発行が可能です。
- 育休延長による再提出で、育休延長期間中も随時利用調整（選考）を希望する場合は、【短縮可能日】に育休延長前の最終育休終了日の記載が必要です。
- 利用調整（選考）状況等により、改めて提出を求める場合があります。

※ご注意
- 証明日、証明印がないものは無効です。
- 期間等の内容が変わる場合は、必ずもう
- 育休取得期間の短縮可能期間内に利用調
  職場復帰してください。後日、復職日等に
  教育・保育給付等の返還請求を行うことが
- 会社の就業規則を別途お求めする場合が
- 既に入所中の児童がいる場合には、必要に応
- ご不明な点がある場合は、枚方市役所保育幼稚園入園課までお問い合わせください。【TEL：072-841-1472】

＜記　入　例＞

令和　　年　　月　　日

育児休業に伴う利用継続申立書

枚 方 市 長

申立者
（保護者）

住　　所　大垣内町２－１－２０

電話番号　841-1221

氏　　名　枚方　はなこ

下記の理由で、育児休業中の保育所（園）利用継続を希望します。

記

保育所（園）名	くらわんこ保育所	
入所（園）児童名	枚方　たろう	(平成)・令和　30　年　4　月　30　日生
育休取得期間	令和4　年　6月　28日　から　令和5　年　5月　1日　まで	

<継続を希望する理由>

☐保育環境を変えたくないため。

☐その他

実際に会社に申請している育休取得日
※表面の申告書に記載された育休取得期間

～その他の場合は継続を希望される理由をご記入ください～

※　保育所（園）等に**在園中の兄・姉が2歳児クラス以下の場合**は、この書面での申立が必要です。
記入の上、母の産後休業中に　保育幼稚園入園課へ提出してください。